

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	復興庁・経済産業省・国土交通省																		
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																				
要望項目名	復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和																				
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成28年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等（産業集積事業及び建築物整備事業）について、特別償却等又は税額控除ができる。</p> <p>（制度創設当初）</p> <p>機械・装置の償却については、平成26年3月31日までは即時償却ができることとされ、平成26年4月1日から平成28年3月31日までは50%の特別償却とされていた。</p> <p>（一部改正）</p> <p>被災地における生産活動が震災以前の水準に戻っていない等の状況を踏まえ、平成26年度の税制改正により、即時償却の措置を平成28年3月31日まで延長した。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①本特例措置の適用期限（平成28年3月31日）を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。機械・装置の特別償却については、50%の特別償却の措置とする。</p> <table border="1" data-bbox="236 999 1339 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">取得の時期</th> <th colspan="2">特別償却または税額控除の割合</th> </tr> <tr> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>～33年3月31日</td> <td>50%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>～33年3月31日</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②福島復興再生特別措置法第74条及び75条で読み替えて適用される場合においては、引き続き、即時償却ができるようにする。</p> <p>③建築物整備事業による建物及びその附属設備が満たすべき要件を以下のとおり見直す。</p> <table border="1" data-bbox="228 1279 1311 1702"> <thead> <tr> <th>現行要件</th> <th>要件の見直し案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○耐火建築物であること ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 1500㎡以上 ・ 地上階数3以上かつ避難用屋上広場の設置 ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 5000万円以上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>廃止</u> ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 <u>750㎡</u>以上 ・ <u>廃止</u> ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 <u>2500万円</u>以上 </td> </tr> </tbody> </table>				取得の時期	特別償却または税額控除の割合		特別償却	税額控除	機械装置	～33年3月31日	50%	15%	建物・構築物	～33年3月31日	25%	8%	現行要件	要件の見直し案	<ul style="list-style-type: none"> ○耐火建築物であること ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 1500㎡以上 ・ 地上階数3以上かつ避難用屋上広場の設置 ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 5000万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>廃止</u> ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 <u>750㎡</u>以上 ・ <u>廃止</u> ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 <u>2500万円</u>以上
	取得の時期	特別償却または税額控除の割合																			
		特別償却	税額控除																		
機械装置	～33年3月31日	50%	15%																		
建物・構築物	～33年3月31日	25%	8%																		
現行要件	要件の見直し案																				
<ul style="list-style-type: none"> ○耐火建築物であること ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 1500㎡以上 ・ 地上階数3以上かつ避難用屋上広場の設置 ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 5000万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>廃止</u> ○次に掲げる要件のいずれかを満たす建物及びその附属設備であること <ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積 <u>750㎡</u>以上 ・ <u>廃止</u> ・ 公共施設の用に供される土地面積割合 100分の30以上 ・ 居住者等の利便増進施設の整備費用額 <u>2500万円</u>以上 																				
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○福島復興再生特別措置法第74条、第75条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2、第17条の2及び第25条の2 ○同政令第17条の2 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号 																				
減収見込額	<p>[初年度] ▲4 (▲2,034) [平年度] ▲4 (▲2,034)</p> <p>[改正増減収額] -</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>																				

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 被災地における産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えず、復興まちづくりの本格化に合わせ、事業者が販路開拓等売上の回復に取り組もうとする中、投資を促進し、雇用機会の確保を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①事業活動の状況 被災地においては、鉱工業生産指数は改善する傾向にあるものの、震災前の水準を上回る状況にはない。 被災県の製造品出荷額を市町村別にみると、震災前と比べ回復していない市町村が依然過半数以上あり、津波浸水地域に所在する鉱工業事業所の生産額を震災前と比較しても、未だ震災前を下回っており、また、グループ補助金交付先アンケート調査では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40.3%と半数に満たない。 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 75.5%、宮城県 80.8%、福島県 56.6%となっている。</p> <p>②雇用の状況 平成 27 年 1-3 月期における東北地域の就業者数は震災前の水準まで回復していない。他方で全国の就業者数は 1%伸びている。 また、岩手、宮城、福島の 3 県において、4 名以上の製造業の事業所に就業する人数は、平成 22 年（暦年）は 369 千人であったものが、平成 25 年では 340 千人、H22 比較で 92%の水準となっている。</p> <p>③面整備の状況 防災集団移転促進事業や土地区画整理事業によって整備される民間住宅等用地については、平成 28 年度以降、計画全体の 53%が供給される予定である。 産業用地の供給予定については、岩手県及び宮城県の沿岸部、福島県全域で、平成 28 年度以降、483ha の産業用地が供給予定となっている。</p> <p>こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、被災地の経済活性化に必要な産業の本格的な復興については引き続き取り組まなければならない課題であり、住宅再建や街づくりの各施策の実現と相まって達成されるものである。</p> <p>このため、事業者等の設備投資を支援し産業復興の下支えをすることは依然必要であり、上述の様な、事業活動の状況、雇用の状況、産業用地の供給状況を勘案し、地方公共団体からの要望や復興推進会議における議長指示等を踏まえ、本特例措置について平成 33 年 3 月 31 日まで 5 年間の延長を要望する。</p> <p>福島県においては、原子力発電所事故及びそれに伴う風評被害により、県内全域にわたり長期にわたる深刻な被害を受けている。鉱工業生産指数が平成 27 年 5 月時点で 86.3（平成 22 年を 100）であるなど、他の被災地域に比べて産業の復興が遅れていることから、機械装置等については、引き続き、即時償却ができることし、産業・生業の再生を強力に支援する必要がある。</p> <p>建築物整備事業については、被災地において計画されている建築物を建築し賃貸する物件の規模等を踏まえると、現行の要件を一部見直すことで、一定規模以上の建築物を対象として一層の産業集積の形成等に寄与することが期待される。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>5—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」																								
	政策の達成目標	復興産業集積区域において投資を行う事業者の増加																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 5年間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）																								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ																								
	政策目標の達成状況	平成26年度中までに復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数 件数（平成27年3月末） 法人 1,785件 個人 170件 （合計1,955件）																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>252件</td> <td>58件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>202件</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>161件</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>129件</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>103件</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>5年計</td> <td>847件</td> <td>193件</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">（合計1,040件）</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	平成28年度	252件	58件	平成29年度	202件	46件	平成30年度	161件	37件	平成31年度	129件	29件	平成32年度	103件	23件	5年計	847件	193件		（合計1,040件）	
		法人	個人																							
平成28年度	252件	58件																								
平成29年度	202件	46件																								
平成30年度	161件	37件																								
平成31年度	129件	29件																								
平成32年度	103件	23件																								
5年計	847件	193件																								
	（合計1,040件）																									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を延長することにより、復興産業集積区域における機械装置及び建物・構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第38条から第40条まで）																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、復興推進のため地域に集積を目指す業種であり、事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。																								
ページ		5—3																								

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 26 年度までの復興特区法第 37 条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（平成 27 年 3 月末） 法人 1,785 件 個人 170 件 （合計 1,955 件）</p>																								
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて被災地において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>復興産業集積区域において設備投資を行う事業者の増加</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の指定件数の見込を概ね達成しつつある。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数）</p> <table border="1" data-bbox="387 958 1126 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>273</td> <td>9</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>218</td> <td>7</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成 26 年度の実績と平成 27 年度の見込み（同）</p> <table border="1" data-bbox="387 1155 1126 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>217</td> <td>70</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(見込み)</td> <td>213</td> <td>24</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table>		法人	個人	合計	平成 26 年度	273	9	282	平成 27 年度	218	7	225		法人	個人	合計	平成 26 年度(実績)	217	70	287	平成 27 年度(見込み)	213	24	237
	法人	個人	合計																						
平成 26 年度	273	9	282																						
平成 27 年度	218	7	225																						
	法人	個人	合計																						
平成 26 年度(実績)	217	70	287																						
平成 27 年度(見込み)	213	24	237																						
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 26 年度 機械及び装置の即時償却の適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長</p>																								